

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の概要

前文

目的

第1条 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、「基本理念」「実現を図るのに基本となる事項」を定め、「県の責務、農業者等の役割」等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の安定向上」「地域経済の健全な発展」を図る。

それぞれの役割等

県の取組

基本理念

基本的施策等

第4条 県の責務

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に実施
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、主体的な取組を助長
- ・市町、農業者等の関係者との連携及び協働

第5条 農業者等の役割

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努める。
- ・県、市町等関係者との連携協力
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める。

第6条 県民の参加

- ・食に関する知識、農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める。

第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長と関係者との連携協働を図り、施策等を推進するための体制の整備

第8条 財政上の措置

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第9条 基本計画

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定(基本的な方針、主要な目標等を定める。)

第3条 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること。

第3条第1号 安全・安心な農産物の 安定供給

農産物の需要に応じた
安定的な生産及び安全・
安心が確保されることによ
り、安定的な供給が行
われること。

第3条第2号 農業の持続的な発展

創意工夫を生かした多
様な農業経営が確立され、
農地等の農業資源が確保
されることにより、持続
的な発展が図られること。

第3条第3号 農村の振興

農産物の供給の機能と
多面的機能が發揮される
よう、生活環境の整備及
び地域の特性を生かした
活力の向上により、振興
が図られること。

第3条第4号 農業及び農村を起点と した新たな価値の創出

県民と農業者等の相互
理解を図りつつ、農業及
び農村が有する資源を有
効に活用することにより、
新たな価値創出の促進が
図られること。

第10条 水田の最適な利用
第11条 園芸作物等の産地
の形成
第12条 畜産の健全な発展
第13条 安全・安心農業
生産の取組の促進
第14条 農産物の安全・
安心の確保

第15条 多様な農業経営の
確立
第16条 技術及び知識の
向上
第17条 農地の有効利用等

第18条 農村の総合的な
振興
第19条 多面的機能の発揮
及び中山間地域等の
振興
第20条 野生鳥獣による
被害の防止

第21条 新たな価値の
創出を図るための
取組の促進
第22条 認証制度等の推進
第23条 食育を通じた
県民と農業者等の
相互理解の促進

第24条 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、活動計画の策定及び活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供及び助言その他必要な措置を講ずる。